

12 差出申一札之事（江戸火事にて御屋敷様類焼のため小野路村御林材木にて御長屋切組の件につき）

享保一七年四月

【読み下し文】

差し出し申す一札の事

一、今度江戸火事にて御屋鋪様御類焼遊ばされ候に付き、小野路村御林材木にて御長屋切組差し上げ候様にと仰せ付けられ候、夫れに就き御用の人馬仰せ付けられ候節、少しも遅滞無く御触次第早速罷り出で相勤め申すべく候、此の度の儀は各別の御事に候間、惣じて油断つかまつらず諸事御申し渡し候節、油断無く相勤め申すべき旨御申し渡し委細に承知致し候、若し万一油断致し人馬等遅参致し候か、又は不働きの勤め方仕り候はば、此の一札を以て如何様の越度にも仰せ上げらるべく候、其の節に至り各々少しも御恨み申す間鋪く候、其の為惣百姓連判一札差し出し申し候、依て件の如し

吉兵衛印

享保十七年子四月

勘右衛門印

七右衛門印

与治右衛門印

七郎右衛門印

善右衛門印

元右衛門印

嘉右衛門印

市郎右衛門印

安兵衛印

市右衛門印

仁左衛門印

権兵衛印

伊兵衛印

金右衛門印

清左衛門印

三郎兵衛印

源兵衛印

伝三郎印

武左衛門印

名主
年寄中

潰潰

潰

